

堺市立公民館の使用について

堺市立公民館は、社会教育法に基づき設置された市民のための身近な学習拠点です。
各種サークル活動や交流の場として無料でご利用いただけます。

公民館名	住 所	電 話 番 号	FAX 番号
八田荘公民館（☆）	中区八田寺町 219-1	072-273-6625	072-273-6670
金岡公民館	北区金岡町 1089-1	072-257-6890	072-258-7751
東百舌鳥公民館	中区土塔町 2363-23	072-234-9500	072-235-8010
福泉公民館（☆）	西区草部 183-1	072-273-6628	072-273-6673
新金岡公民館	北区新金岡町 4 丁 1-8 (新金岡市民センター3 階)	072-255-3120	072-252-2712
錦西公民館（☆）	堺区柳之町西 1 丁 3-19 (青少年センター2 階)	072-228-8683	072-228-8683

- 開館日時 火曜日から日曜日 午前 9 時から午後 9 時（☆印は、日曜午後 5 時まで）
- 休館日 月曜日、祝休日（日曜日のときは開館し、翌月曜日と火曜日を休館。月曜日のときは、月曜日と火曜日を休館）、年末年始（12 月 29 日から翌 1 月 3 日）

申込案内

1. 申込方法 使用希望日の 1 カ月前から予約可能です。
(電話での申込はできません。空き状況の確認は可能です)
2. 対 象 者 市民を含む原則 5 名以上の学習活動を行う団体
(定員 100 名以上の部屋は原則 10 名以上)
3. 使用区分 ①午前（9：00～12：00）
②午後（13：00～17：00）
③夜間（18：00～21：00）（上の表☆印の 3 館は日曜夜間使用なし）
※使用区分の時間は、準備・後片付け・清掃時間を含みます。
4. 使用回数 「週 1 回・1 部屋・1 区分」での使用を原則とします。

- 部屋の広さや使用予定人数、使用内容等によって、部屋の変更をお願いする場合があります。
- 定期的・継続的に学習活動を行う「文化教室登録団体」の利用や、市主催事業等の実施に伴い、ご予約いただけない場合があります。

～ 以下の場合は公民館をご使用いただけません ～

- 1.営 利 目 的 (講師・企業による各種教室の運営、販売・宣伝・勧誘行為等)
- 2.政治的活動 (公職選挙法に基づく個人演説会等を除く)
- 3.宗教的活動 (特定の宗教を支援または反対する集会、宗教的信仰の表現である行為等)
- 4.企 業 活 動 (企業等の研修、面接、会議等)
- 5.集 客 活 動 (主催者が不特定多数の参加者を集客すること。有料・無料問わない。)
- 6.子どもだけの使用 (18 歳以上の責任を負える大人が付き添う場合は可)
- 7.秩序・風俗を乱す恐れのある使用
- 8.その他、公民館長が使用を不適切とした場合

使用当日のながれ

1. 公民館事務所へ使用承認書を提示してください。
2. 責任者は、使用者全員に対し、承認書に記載の使用条件および下記の注意事項を周知し、活動に関する健康・安全管理について、適切に管理監督を行ってください。
3. 水分補給を除く飲食を伴う使用は原則できません。
4. 活動で生じたゴミは、すべて各自でお持ち帰りください。（調理室を含む。）
5. 終了時は後片付け・清掃を行い、使用報告書とともに事務所へ報告してください。

使用に関する注意事項

1. 使用予定日時での使用ができなくなった場合、速やかに公民館へ連絡してください。
（連絡なくキャンセルされた場合は、以後の使用をお断りする場合があります。）
2. 敷地および館内での盗難・紛失・事故・忘れ物のないように注意してください。
3. 備品等を破損・汚損した場合、必ず事務所に報告してください。
（無理な使用や故意に破損した場合、又は報告を怠った場合は、責任者に対し補償を求めます。）
4. 申込書の内容に虚偽があった場合、近隣住民や他の利用者への迷惑となる使用があった場合等は、使用を中止していただきます。
また、使用内容の確認等のため、公民館職員が室内に入ることがあります。
5. 駐車スペースには数に限りがあります。自動車での来館はできるだけお控えください。
（自動車利用の場合は、複数名で乗り合わせるなどの配慮をお願いします。）

台風・地震等による臨時休館について

公民館ご利用のみなさまの安全確保のため、下記の場合には**臨時休館**とします。
あらかじめご了承ください。

◆臨時休館について

- 「暴風警報」または「特別警報等」が発表されている場合、臨時休館とします。
（「暴風警報」「特別警報等」以外の警報・注意報の場合は、平常どおり開館します。）

特別警報等とは

- 震度 6 弱以上の地震発生時、大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪等の特別警報
- 施設が所在する地区に、「土砂災害警戒情報」、「高齢者等避難」、「避難指示」が発表された時

- 震度 4 以上の地震を観測した場合、直ちに使用を中止し、施設の安全が確保できるまでの間、臨時休館とします。

◆利用再開について

「暴風警報」または「特別警報等」が解除された場合は、原則として解除の 2 時間後から利用再開します。ただし、午後 5 時（※1）時点で警報が解除されていない場合、当日の再開はありません。

（※1）・八田荘・福泉公民館・・・日曜日は「午後 1 時」

・錦西公民館・・・青少年センターの利用再開方針等に基づきます。